



国際無線通信業務委託契約書

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定に基づき、KDDI株式会社(以下「甲」という。)及び(以下「乙」という。)

(委託する業務の範囲)

第1条 甲は、次に掲げる業務の種類のうち、いずれか又は全部を、乙が免許を有する船舶局に次条の手続を経て設置される国際無線通信取扱所(以下「取扱所」という。)において取扱うことを、乙に委託する。

業務種別	業務内容
国際無線電報業務	1)国際無線電報の受付、伝送及び第4条に規定する窓口受付 2)船舶局発国際無線電報に関する料金の収納 3)上記1)及び2)に付帯する業務
国際無線電話通話業務	1)国際無線電話通話の受付及び疎通 2)船舶局発国際無線電話通話に関する料金の収納 3)上記1)及び2)に付帯する業務
国際無線テレックス通信業務	1)国際テレックス通信の受付及び疎通 2)船舶局発国際無線テレックス通信に関する料金の収納 3)上記1)及び2)に付帯する業務

2 甲が乙に委託する業務の種類は、次条第1項第2号及び同条第3項の規定により、取扱所毎に定める。

(取扱所の設置)

第2条 乙は、取扱所を設置しようとする場合は、次の事項を記載した「国際無線通信取扱所設置申込書」(様式第1号)により、甲に申し込む。

- 船舶名
- 取り扱う業務の種類
- 船舶局の信号符号
- 船舶局の選択呼出番号(国際無線テレックス通信業務を取扱う場合に限る。)
- 計算担当機関識別コード(計算担当機関とは、国際電気通信規則付則第2条及びITU-TS(電気通信標準化セクター)の勧告D.90に規定する計算担当機関(Accounting Authority)であって、乙の代理人として、甲が乙に委託する業務に係る通信料の請求を甲から受け、又甲に対して通信料の支払いを行う者をいう。)
- 船舶の主たる停泊港
- 取扱所の設置希望年月日
- 船舶の登録番号、総屯数及び航行区域
- その他、参考事項

2 乙は、前項の規定により取扱所の設置を申し込むときは、当該の船舶局についての計算担当機関に係る契約を締結し、それを証明する書類を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の規定により乙が申し込んだ取扱所の設置が適当であると認めるときは、当該申込みに係る船舶局に関する電波法(昭和25年法律第131号)第16条の2の規定による目的変更の許可(以下「目的変更の許可」という。)の取得を条件として、当該取扱所の設置を承諾する。その場合は、甲は、取扱所の名称、電報送受上の名称、設置年月日その他、必要事項を記載した「国際無線通信取扱所設置承諾書」(様式第2号)を乙に交付する。

4 乙は、前項の規定により取扱所の設置の承諾を得た船舶局に関し、目的変更の許可を得たときは、その許可を証明する書類を、直ちに、甲に提出しなければならない。

5 本契約の締結に先立ち、甲及び乙の間で国際無線通信業務の委託に関する契約が締結されている場合、当該契約に基づき設置された「国際無線通信取扱所」は、第1項及び前二項の手続きを経て設置された取扱所とみなす。この場合において、乙は、この取扱所についても、計算担当機関に係る契約を締結し、それを証明する書類を甲に提出しなければならない。

(掲示)

第3条 乙は、取扱所において、国際無線電報、国際無線電話通話又は国際無線テレックス通信を取扱う旨その他利用上必要な事項を、委託業務の利用者(以下「利用者」という。)が見易い場所に、適当な方法で掲示する。

(取扱所の窓口)

第4条 乙は、利用者の利便を図るため、取扱所に窓口を設ける。

(取扱時間)

第5条 委託業務の取扱時間は、原則として、取扱所が設置されている船舶局の運用時間と同一とする。

(業務取扱基準)

第6条 乙は、委託業務の取扱いに関し、利用の公平及び通信の秘密に関する義務を守るほか、国際電気通信条約及びこれに付随する規則並びに電気通信事業法その他の法令に従うとともに、甲の定める営業規約及び取扱指針等に基づき、委託業務を取扱う。

2 甲は、前項の営業規約及び取扱指針等を改廃するときは、乙に対し速やかにこれを通報する。

(業務監督及び報告)

第7条 乙は、委託業務の取扱いを監査し、また乙に対しその業務の取扱いに関し、報告の提出を求めることができる。

(業務用物品の配付)

第8条 甲は、委託業務の種類に応じて、別表に掲げる業務用物品を乙に配付する。

(料金の収納及び支払い)

第9条 乙は、甲からの請求に従って、利用者から委託業務に関する料金を収納し、

自らの代理人である計算担当機関を通じて、甲にこれを支払う。

(補償)

第10条 乙が、甲の定める営業規約の定めに基づき、委託業務に関する料金を利用者に返還した場合で、その返還の原因が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲は、当該の返還額に相当する金額を補償するよう、乙に求めることができる。

(変更の届出)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める様式により、その事実を証明する書類を添えて(第3号のうち住所の変更を除く)、速やかに甲に届け出なければならない。

(1) 第2条第1項の第1号から第6号まで(第2号を除く)に掲げられた事項に変更が生じたとき(様式第5号)

(2) 第2条第1項第2号に掲げられた事項を変更しようとするとき(様式第1号)

(3) 氏名もしくは社名又は住所を変更したとき(様式第3号)

(取扱所の廃止)

第12条 乙は、取扱所を廃止しようとする場合は、所定の様式(様式第4号)により甲に届け出なければならない。

2 乙は、取扱所を廃止した場合は、当該取扱所が保管するものであって既に提供を完了した委託業務に係る発信紙、着信紙、受付票等の関係書類、及び第8条の規定により、当該取扱所に配付された業務用物品について、甲の指示するところに従い処理する。

(地位の承継)

第13条 乙について相続又は合併があった場合は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、本契約に基づく乙の地位を承継する。この場合、地位を承継した相続人又は法人は、所定の様式(様式第3号)により、その承継の事実を証明する書類(合併契約書、登記簿謄本等)を添えて、甲に届け出なければならない。

(解約)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙への業務委託の一部若しくは全部を一時中止し、又は本契約の一部若しくは全部を直ちに解約することができる。

(1) 第9条に規定する料金の支払いを遅滞したとき、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(2) 第12条の規定により、全ての取扱所を廃止したとき

(3) 自らの計算担当機関との契約の一部又は全部を解除し、又は解除されたとき

(4) 第1号のほか、本契約の条項に違反したとき

2 乙は、本契約を解約しようとするときは、「国際無線通信業務委託契約解約通知書」(様式第6号)により、甲に申し出る。

3 前二項のいずれかの規定により、本契約が解約された場合における取扱所の廃止に伴う措置については、第12条第2項の規定を準用する。

(契約内容の変更)

第15条 甲に本契約の内容の一部を変更する必要性が生じた場合は、甲及び乙は、本契約の更改を行う。

(効力の発生)

第16条 本契約の有効期間は、平成____年____月____日から平成____年____月____日までとする。但し、上記期間満了日の2ヶ月前までに甲又は乙から契約解約の通知がないときは、期間満了日の翌日から起算してなお1年間有効とする。以後、契約期間満了のときにおいても同様とする。

2 前項の規定により、本契約が解約された場合における取扱所の廃止に伴う措置については、第12条第2項の規定を準用する。

3 本契約の締結に先立ち甲及び乙の間で締結されている国際無線通信業務の委託に関する契約は、本契約の効力に伴い終了する。

本契約を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成____年____月____日

甲 住 所 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
K D D I 株 式 会 社
執行役員ネットワーク技術本部長 印

乙 住 所

施設者名

代表者氏名

別表：日符印

その他甲が必要と認める業務用物品

